

この細則(以下、「本細則」という。)は、湖国寮管理規程にもとづき、その施行のために必要な事項の詳細を定める。
 なお、本細則において、「契約者(保護者)」とは、寮室使用契約書(定期建物賃貸借契約書)の賃借人をいい、「入寮者」とは、寮室使用契約書(定期建物賃貸借契約書)の入寮者(丙)をいう。また、「本協会」とは財団法人湖国協会並びに公益移行認定後の公益財団法人湖国協会をいう。

第1条 (寮費)

1. 契約者(保護者)が支払う寮費を以下に定める。
 寮費(室料及び共益費)は、月の途中で入寮又は退寮した場合(1ヵ月未満の使用月)でも、1ヶ月分の額を支払うものとする。入寮者が年度の途中で退寮した場合は、既に納付された寮費(室料及び共益費)の返還方法は本細則第8条第3項による。
2. 室料の基準は次のとおりとする。
 - ① 2人/1室使用(約12㎡/1人)の場合(原則)
 1室を2人で利用する場合

| | |
|----|---------|
| 室料 | 32,000円 |
|----|---------|

 /1人月額
 ・ 共同使用の場合は、室内で占有スペースの不公平とならないようにするため、半年毎に占有位置を交替する。
 ・ 同室の共同使用者である他の入寮者が途中退寮し、入寮者の組合せ上寮室の変更の必要が生じた場合には、寮生は寮長の指示に従わなければならない。
 ・ 同室の共同使用者である他の入寮者が途中退寮し、新たな他の共同使用者が決定し入室するまでの期間において、継続して使用する入寮者が一時的に1室1人使用する場合も、室料は変更しない。但し、乙1及び丙1が1室1人で利用することを希望する場合は、2人分の室料を支払う。
 ・ 共同使用者は、寮室使用契約時、責任の所在を明らかにするため、各契約者(保護者)及び各入寮者は、それぞれ本協会と別途「寮室共同使用契約書」(定期建物賃貸借契約書の附帯契約)を締結する。
 - ② 1人/1室使用(約24㎡/1人)の場合
 1室1人で利用する場合

| | |
|-------------|---------|
| 室料(2人分を支払う) | 64,000円 |
|-------------|---------|

 /1室月額
3. 共用施設管理費(以下「共益費」という。)は、一律3,000円/1人月額とする。
4. 室内光熱給水費は、各寮室毎に個別に計量し、別途その実費を契約者(保護者)は当協会に支払う。
 電気料金の支払いについては、別途当協会と契約者(保護者)とは、「電気料金支払代行契約書」を締結する。
 共同使用の場合(2人/1室利用)は、原則として1/2づつの負担とする。
 但し、他の共同使用者が途中退寮した場合に、新たな他の共同使用者が決定し入室するまでの期間の室内光熱給水費は、継続して使用する契約者の全額負担とする。
 なお、公共料金の改定による費用の変更、並びに電気料金の改定による費用の変更は契約者(保護者)は予め了解するものとする。
5. 入寮者が利用する通信費(固定電話料金・テレビ放送受信料・インターネット使用料等)は、原則として、各入寮者若しくは契約者(保護者)の個別契約による各自の負担とする。
 なお、入寮者が本協会が予め用意するテレビ放送・インターネット等の媒体を利用する場合は、本協会が定める利用料を契約者(保護者)は別途本協会に支払う。

第2条 (入寮申込証拠金)

1. 入寮を申込む者は本協会が定める所定の「入寮申込書」に必要事項を記入のうえ本協会に申込む。
 「募集広報・入寮者選考委員会」による入寮選考の結果、入寮を許された者には、入寮申込者宛て「入寮申込承諾通知書」を発行する。同通知書の発行日から7日以内(指定日まで)に、入寮申込証拠金50,000円を本協会の所定の振込金融機関の口座に振り込みの方法で支払う。
2. 本協会宛てに支払われた申込証拠金は、入寮予定者(入寮希望学生)が入寮する場合は、初回に契約者(保護者)が支払うべき寮費の一部に全額充当する。
 本協会より入寮申込者に「入寮申込承諾通知書」を発行後、本条第3項の入寮申込取消事由に該当する場合は、支払い済の申込証拠金は返還しない。
3. 入寮申込者が次の一つに該当する場合は、入寮申込みを取り消すものとして扱う。
 入寮申込取消事由
 - ① 申込者の都合により申込みを取り消す場合
 - ② 申込者の記載内容に虚偽がある場合
 - ③ 「入寮申込承諾通知書」の発行日より7日以内(指定日まで)に申込証拠金を支払わない場合
 - ④ 本協会と入寮申込者との間の契約手続きが入寮申込者の事情により最終期限(原則として3月20日、但し、本協会が別途期日を定めた場合はその期日)までに完了していない場合

なお、契約手続き完了後であっても、入寮費用(敷金、初回の寮費及び給食費)が3月25日(但し、本協会が別途期日を定めた場合はその期日)までに支払われない場合は、入寮申込者が入寮申込みを取り消したものとみなす。

第3条 (敷金)

1. 入寮申込承諾通知書を受領した入寮申込者は、本協会と所定の「寮室使用契約書」の締結を行う。
 併せて、次に掲げる敷金を本協会が指定する期日までに本協会の所定の振込金融機関の口座に振り込み預託する。
 敷金(再契約入寮生を除く。) 50,000円/1人
2. 前項に定める敷金は、退寮した時(寮室使用契約終了時)に元金を返還する。但し、次に掲げる金額は控除する。
 - ① 寮舎内の共用施設、備品を汚損、毀損し、契約者(保護者)が弁償をしないとき、又は弁償額が足りないとき、その修復費用に達するまでの金額
 - ② 寮室及び寮室内の備品を汚損、毀損し、契約者(保護者)が弁償をしないとき、又は弁償額が足りないとき、その修復費用に達するまでの金額
 - ③ 寮費(室料及び共益費)を滞納している場合はその滞納額
 - ④ 各寮室で使用した上下水道料金、電力料金を滞納している場合はその滞納額
 - ⑤ 給食費を滞納している場合はその滞納額
 - ⑥ その他、入寮者又は契約者(保護者)が、本協会に支払うべき費用等金額が未払いになっている場合はその未払い額
3. 本細則第2条に定める入寮申込証拠金及び本条第1項に定める敷金以外の如何なる名目の入寮一時金(入館金、保証金、施設維持費、更新料等)も当協会は入寮申込者、契約者(保護者)、入寮予定者(入寮希望学生)から徴収しない。
4. 敷金の支払い並びに取り扱いに必要な具体的手続きは、理事長が募集要項その他で定める。

第4条 (給食)

1. 寮で賄う給食は、1日のうち朝食及び夕食の2食とする。
2. 賄い給食を行わない日は次に掲げる日とする。
 - ① 日曜日、祝祭日
 - ② 年末年始の期間(12月30日～翌年1月3日)
 - ③ お盆の期間(8月13日～8月15日)
 - ④ 長期休み期間(大学等の夏季、冬季、春季休暇の期間)

- その具体的期間は寮長が定め、入寮者に通知する。
3. 食事の時間については、以下のとおり仮に定める。変更が必要な場合は、寮長が定め、入寮者に通知する。
 - ① 朝食が7:00～9:00までとする(食堂に8:30までに入ること)。
 - ② 夕食は18:30～21:30までとする(食堂に21:00までに入ること)。
 4. 給食の予約は、前月の中旬までに次月分(1ヵ月単位)を管理会社所定の用紙で申し込むものとする。併せて、欠食については、寮長に事前の届出が必要である。(⇒第6条第1項及び第7条参照。)寮長が認める已むを得ない事情がある場合(本細則第6条第1項第①号)以外は、入寮者は給食を月20日以上は食すこと。
 5. 給食は、寮長が管理会社と相談のうえ、栄養バランスのとれた計画的な献立とする。一週間の献立表は、寮生には食堂に掲示し、契約者(保護者)には当協会のHPに掲載して知らしめる。入寮者は欠食により偏った食事になり、健康を損ねないように偏食を避け、完全喫食に努めること。

第5条 (給食費)

1. 給食費は、当分の間、 1日1,000円:朝食350円、夕食650円とする。
(食材費+お手間費+厨房光熱用水費の一部)
- ① 給食費の支払方法については、次の方法を選択できる。
- (方法a) 朝食・夕食共欠食理由如何を問わず、欠食費の返還がないことを条件として、半年毎に給食費として100,000円(朝食券・夕食券各々100枚相当分)を当協会に予納する。
- (方法b) (方法a)では不足する場合には、各々10枚綴り単位の食券を事前に寮生が必要枚数を管理会社(申込窓口:寮管理人)から直接購入し、1枚毎に切り離して使用する。
- (方法a)(方法b)の食券の有効期間は何れも、4月～9月及び10月～翌年3月迄の半年毎の2種類とする。食券の買い戻しはしない。有効期間中に使い切るまで喫食すること。入寮生の訪問者は、入寮生から受領した入寮生の食券を利用する。臨時入寮者及び当協会関係者については、申込みに従いその費用を協会の指定口座に振込む方法により支払う。臨時入寮者及び当協会関係者の給食用の食券は当協会が用意する。
- ② (方法a)の場合の食券購入者については、帰郷、留学(国内外)、授業その他の特殊事情で10日以上長期欠食が避けられない事情が発生した場合には、寮生は7日前(厳守)までに証拠資料を添えて当協会に申請のうえ、当協会の寮長の許可を得た場合に限り、購入済食券を食券綴り(10枚)単位でその有効期間を次回有効期間迄半年間延長することができる。
 - ③ 前各号までの何れの方法であっても入寮者、訪問者及び臨時入寮者は、寮長及び管理会社に喫食・欠食の予定を事前に届けておかなければならない。
2. 食材費の値上がり等給食費の変更が必要になった場合には、理事長は、寮長からの申し出等により、理事会の承認を得て給食費を変更することができる。
 3. 理事長は第1項の基準にもとづき選択した方法に従い、契約者(保護者)に給食費を請求し、契約者(保護者)は当協会に支払う。

第6条 (外泊・欠食)

1. 入寮者は外泊・欠食する場合は所定の用紙に記入して寮長及び管理会社に提出する手続きを経ること。
 - ① 帰省、登山、スキー、海水浴、旅行、合宿等で寮を離れ外泊する場合は、及び寮長が認める已むを得ない事情がある場合は、必ず寮長に「寮生帰郷・外泊届出」を7日前までに提出すること。併せて、所定の「欠食届」等に必要事項を記入し、遅くとも4日前までに寮長及び管理会社に提出すること。なお、学業のため継続的に欠食せざるを得ない場合は、外泊を伴わない場合であっても本号に該当する扱いとする。
 - ② 前項の場合を除く、通学、学習、諸活動上の理由により、入寮者が止むを得ず欠食する場合は、4日前までに所定の「欠食届」を寮長及び管理会社に提出すること。
 - ③ ①号②号に拘わらず、欠食を取消し給食を希望する場合には、3日前までに所定の「欠食取消・変更届」を寮長及び管理会社に提出すること。
2. 直前に欠食する場合であっても、入寮者は以下の要領で管理人に連絡すること。賄いの方に対する配慮である。
 - ・朝食を欠食する場合は、前日の20:00までに管理人にその旨連絡のこと。
 - ・夕食を欠食する場合は、当日の17:00までに管理人にその旨連絡のこと。

第7条 (欠食費の返還等)

第5条により支払われた給食費(購入済食券)について、給食を欠食した場合(退寮の場合も含む)には理由の如何にかかわらず食費は返還しない(購入済食券の払い戻しはしない)。寮生は購入済食券を有効期間中に使い切るまで喫食すること。(なお、第5条第①項第2号の場合も有効期間の伸張に留める。)

| | |
|-----------------|---|
| 〈参考〉 期間延長を認めるもの | 連続10日以上帰郷 連続10日以上国内外留学・旅行 夜間大学通学者で証拠資料をもって寮長の許可を得た場合 1ヶ月10日以上Wスクール又は授業で証拠資料をもって寮長の許可を得た場合 その他特別な事情により寮長の許可を得た場合 |
| 期間延長を認めないもの | 連続10日未満の帰省 連続10日未満の国内外留学 旅行等外泊を伴う場合の欠食 アルバイトによる欠食 サークル活動による欠食 懇親会等参加による欠食 朝寝坊常習者 等 |

第8条 (寮費・給食費等の納入方法)

1. 寮費・給食費等の納入方法は以下のとおりとする。
入寮申込者(契約者)は入寮申込承諾通知書の発行日後、本協会から請求する半年分の本条第2項の入寮費用(寮費及び給食費)を入寮予定日の前月25日までに、前もって本協会が都度指定する下記の金融機関に振込による方法で支払わなければならない。以後、半年毎に入寮者の退寮までこれを繰り返すものとする。

湖国協会振込口座 振込金融機関: *****2
預金種目 : *****

口座番号 : *****
口座名義 : 公益財団法人湖国協会
(フリガナ) (コウエキザイダンホウジン コクキョウカイ)

又は
湖国協会振込口座

振込金融機関: *****
預金種目 : *****
口座番号 : *****
口座名義 : 公益財団法人湖国協会
(フリガナ) (コウエキザイダンホウジン コクキョウカイ)

2. 本協会が、契約者(保護者)に請求する半年分の寮費及び給食費の内訳は次のとおり。

| 費用の内訳 | 2人/1室使用(約12㎡/1人)の場合(原則) | 1人/1室使用(約24㎡/1人)の場合 |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 室料及び共益費 6ヶ月分 | 35,000円/月額×6ヶ月=210,000円 | 67,000円/月額×6ヶ月=402,000円 |
| 給食費 4ヶ月分(※) | 25,000円/月額×4ヶ月=100,000円 | |
| 合計 | 310,000円 | 502,000円 |

※長期休み(春夏冬)があるため、8ヶ月/年の給食期間を想定。

3. 寮費及び給食費の支払いに際しては、以下の点に留意すること。

- 寮費及び給食費支払い後、入寮を取り消す場合(第2条第3項の場合)又は契約者(保護者)が寮室使用契約を期間満了前に解約する場合(途中退寮する場合は、取消月又は解約月までの寮費(室料及び共益費)及び給食費は返還しない。
取消月又は解約月の翌月からの寮費(室料及び共益費)は返還する。途中退寮する場合の給食費の返還については、本細則第4条(給食)第4項並びに第7条(欠食費の返還等)の定めを準用する。
- 入寮申込証拠金を本協会に支払い済の場合、本条第2項の寮費及び給食費の合計額から本細則第2条第1項に定める申込証拠金50,000円を差し引いた金額を支払う。
- 入寮時の初回の場合には、本条第2項の寮費及び給食費の合計額に本細則第3条第1項に定める敷金50,000円/1人を加算する。
- 日常の支払金の請求若しくは返還のため、契約者(保護者)の金融機関の口座(本協会所定の「寮生振替等管理口座連絡票」に記入された口座)を利用して、欠食費の返還、上下水道料金の振替請求、電気料金の振替請求、その他費用の請求若しくは返還を行う。

第9条 (各寮室の上下水道料金の支払い)

- 契約者(保護者)は、各寮室毎に個別計量された上下水道料金を寮費・給食費とは別に支払わなければならない。
- 各寮室の上下水道料金は、2ヵ月に1回集計して入寮者に知らせ、本協会から契約者(保護者)に請求する。
- 本協会は、第8条第3項の「寮生振替等管理口座」の金融機関の口座から第8条第1項の協会振込銀行口座に入金された金額を武蔵野市に一括して支払う。
- ③号にもかかわらず、当面の間は当協会が契約者(保護者)に替って武蔵野市に上下水道料金を支払い、半年毎に過去半年分の各寮室の上下水道料金を契約者(保護者)に請求する方法で立替えた上下水道料金を精算する。

第10条 (各寮室の電気料金の支払い)

- 契約者(保護者)は、各寮室毎に個別計量された電気料金を寮費・給食費とは別に支払わなければならない。
- 各寮室の電気料金は、1ヵ月に1回集計して入寮者に知らせ、本協会から契約者(保護者)に請求する。
- 本協会は、第8条第3項の「寮生振替等管理口座」の金融機関の口座から第8条第1項の協会振込銀行口座に入金された金額を東京電力㈱に一括して支払う。
- ③号にもかかわらず、当面の間は当協会が契約者(保護者)に替って電気料金を東京電力㈱に支払い、半年毎に過去半年分の各寮室の電気料金を契約者(保護者)に請求する方法で立替えた電気料金を精算する。

第11条 (その他のサービス費用)

- 各寮室の固定電話料金、日本放送協会(NHK)等テレビ放送受信料、インターネット使用料等は、個別契約にもとづく契約者(保護者)又は入寮者の責任による負担とする。
- 本協会では協会専用の固定電話・FAX、インターネット回線を保有しているので、各入寮者は寮長の許可を得て利用することは可能である。
この場合は、入寮者と契約者(保護者)は協議のうえ、契約者(保護者)が本協会が設定する別途所定の利用料を支払うものとする。
但し、無料サイトへのアクセスのための費用については、共益費に含まれるので、別途費用は発生しない。

附則

本細則は、平成24年2月1日から施行する。改定については、都度発効日を定める。
最終改定の発効日は、平成26年9月25日とし、平成26年度下期分の給食費・欠食費の取り扱いから適用する。